

第3回木材利用促進研究会 議事概要

日時: 令和4年6月10日(金)

10:00~12:10

場所: 岐阜県全建総連厚生会館
4階大会議室

1 開会

2 あいさつ

[平井 林政部次長]

(あいさつ) ~略~

3 議事

●委員自己紹介

(山崎委員 自己紹介)

~略~

●木材利用促進条例案について

[説明 (古沢 県産材流通課木造建築推進室長)]

(資料1、2により説明)

~略~

○条例第1条から第3条について

[田口 委員]

「低炭素社会」から「脱炭素社会」に修正したとのことだが、それらの違いは何か。

[古沢 室長]

国の法律に合わせ、「脱炭素社会」とした。

[村岡 委員]

「低炭素社会」よりも「脱炭素社会」の方が進んでいると考えられるのではないか。

気候変動が人為起源の温室効果ガス濃度の増加に伴うものとの科学的知見が出され、社会にとって喫緊の課題であるとの認識から、「低炭素」から「脱炭素」と言われるようになったと認識している。(カーボンニュートラル化との関係から脱炭素と言われるようになった。)

[横井 委員]

第3条の第1号で「住宅や家具等に利用・・・」とあるが、非住宅もあり、それだけに限定するのは違和感がある。

[伊藤 県産材流通課長]

書きぶりについて検討する。

[山崎 委員]

住宅に限定する必要は無く、一般的には土木建築構造物というような言い方がよいのではないかな。

また同じく第3条の第1号の二酸化炭素の「吸収」と炭素の「固定」について、林野庁のHPでは、「吸収・固定」、「貯蔵」という使い方をしており、記載について検討が必要ではないかな。

木材関係の学会では、木材を使うの出来ば「脱炭素」では無く、「脱化石燃料」や「脱炭素排出」ではないかという話が出ることもある。

[村岡 委員]

「脱炭素社会」という言葉は、一種の社会通念（社会目標）として、使われている。

[平井 林政部次長]

法令担当と法律用語に照らし合わせ検討する。

[田口 委員]

表現は難しいが、一般に伝わるのが大切ではないかな。

[伊藤 県産材流通課長]

条例の策定に合わせ、逐条解説を作成する予定であり、そういったところに反映することも検討する。

○条例第4条から第8条について

[山崎 委員]

第6条で「安定的」だけではなくて、「持続的」という用語を入っていた方がよいのではないかな。

また、今後利用を拡大していくのであれば、「安定的」な供給ではなく、「増加」や「強化」ということも考えていく必要があるのではないかな。

また、後ほど出てくるかもしれないが、県産材の利用の強化も必要なのではないかな。

[伊藤 県産材流通課長]

利用の部分については、後ほど、第11条で説明させていただく。

[平井 林政部次長]

森林所有者も事業者も、木材の生産を拡大するし、利用も拡大するというようなニュアンスを感じられることを追加させていただく方向で検討させていただく。

[渡辺 委員]

素材生産、加工、利用またその間の流通について、もう少し強いメッセージがあってもよいのではないかな。

これまで安定供給というと山側というイメージがあったが、利用の方についてもそういったメッセージを入れるとよいのではないかな。

[平井 林政部次長]

条例全体のバランスを考慮して検討する。

[山崎 委員]

森林資源はたくさんあるし、次世代の森林を作るという意味でも、もっと木材を出すような取り組みが重要である。

○条例第9条から第13条について

[横井 委員]

第9条は「方針」から「計画」に変わったということで、より具体性を持った、定量的な目標等をいれるものになるかと思われるが、どのようなイメージか。

[伊藤 県産材流通課長]

建築物であれば何棟くらい木造とするとか、土木事業等での木材使用量などについて、目標値を定める予定である。

[平井 林政部次長]

第15条にあるが、県の建築物を原則木造としているので、それに基づき、県の建築物における木材使用量についても目標に定める予定である。

[横井 委員]

ここには、一般の住宅の目標値も入れるのか。

[伊藤 県産材流通課長]

そこは課題だと思っており、今後検討を行う。

[山崎 委員]

大分県は県の建築物を基本的に木造化するため、先進的な取組みを行っている。大学の先生等専門家による委員会を設置し、木造化できない場合、県の担当者が委員会でプレゼンを行うような仕組みを取り入れている。

大分県のアリーナができた頃から、その仕組みができてきたと認識している。

[平井 林政部次長]

そういった取組みを進める場合、建築士等を含めたそれを支える組織づくりも重要であると認識している。

[村岡 委員]

第10条に二酸化炭素吸収量の認証に係る条文が独立して入っていることはよいと考える。特に「保全」という用語が入っていることは重要である。

第10条と第14条との整合を図ることも必要ではないか。

[田口 委員]

第11条の、加工流通や品質性能の明確化については、この書きぶりでよいのではないか。

○条例第14条から第21条について

[桂 委員]

第4条の第2項において、事業者を第7条第1項及び第14条と規定しているが、第15条、16条も規定する必要があるのではないか。

[山崎 委員]

第14条について、「二酸化炭素固定量」ではなく「炭素貯蔵量」が正しいのではないか。

[横井 委員]

第18条の木質バイオマスの利用拡大について、第1回の研究会において、C・D材の利用が大変増えていたと記憶しているが、更に拡大していくということか。

[伊藤 県産材流通課長]

この条文では、木材の多段階利用を進めることを主な目的としている。

[山崎 委員]

この条文では木質バイオマスの燃料利用のことを位置付けているのか、それとも、木質プラスチックのような用途までを含めるのかわかりやすくする必要があるのではないか。

また、「早生樹」と言うのはかなり踏み込んでおり、少し浮いた条文になっているのではな

いか。

[村岡 委員]

第18条について、「木質バイオマス」の他、「木質資源」という用語もあり、整理が必要ではないか。

[伊藤 県産材流通課長]

記載内容等について検討を行う。

[田口 委員]

第17条に「輸出の促進」というのがあるが、「脱炭素」を推進するとうのであれば、輸送コストなどを踏まえ、輸出というのは少し違和感がある。

[福永 委員]

第19条に「設計者等」とあるが、大工などの施工事業者に係る記載も必要ではないか。

[山崎 委員]

各条文について、「講ずるものとする。」と「講ずるよう努めるものとする。」という記載があるが使い分けはあるのか。

第19条の人材の確保及び育成は最も重要であると思われるが、「講ずるよう努めるものとする。」となっており、努力義務ではなく、義務的な表現にできないのか。

[平井 林政部次長]

人材の確保及び育成をする主体が県か事業者等かというところもある。

[田口 委員]

すべての条文が大切なことであり、すべて義務的な表現になるとよいが、努力義務であってもそういった方向に向かうということはよいことではないか。

[伊藤 県産材流通課長]

書きぶりについて調整させていただく。

○条例第22条から第25条について

[村岡 委員]

第22条の県民への普及啓発に、「森林空間における県産材を活用した産業の推進」とあるが、どのようなものか。

[平井 林政部次長]

コテージであるとか、森林空間内への施設整備のようなものを想定している。

[田口 委員]

どうしてこの条文を位置付けたのか。

[横井 委員]

「森林空間を活用した産業の推進」の方が分かりやすいのではないか。

[平井 林政部次長]

「森林空間を活用した産業」の場合、ソフト事業も含まれ、これは県産材の利用拡大のための条例であるため、こういった書きぶりとしている。

[伊藤 県産材流通課長]

以前は林野庁の補助事業で、森林空間内で施設整備をする場合の支援メニューがあったが、現在はなくなっており、森林空間内の施設における県産材を活用したりリニューアルなどを想定している。

[横井 委員]

市町村の施設を想定しているのか。

[平井 林政部次長]

民間の施設も対象としている。

[山崎 委員]

施設への県産材の施設での利用ということであれば、第12条に入れることも可能ではないか。

[平井 林政部次長]

検討させていただく。

○その他

[伊藤 県産材流通課長]

森林づくり基本条例と木材利用促進条例の関係整理についてどうか。

[桂 委員]

県としてそのように整理するのであれば、了解した。

宮崎県の水と緑の森林づくり条例が基本条例に位置付けられているのであれば、木材利用促進条例との関係整理について、参考にできることは参考とすべきである。

[伊藤 県産材流通課長]

本日、みなさまから様々なご意見をいただいたが、それを反映した条例案を作成し、パブリック・コメントを行う前に、第4回の研究会でお示しさせていただきたい。

[田口 委員]

「県産材利用促進協定（木づかい宣言）」とはどのようなものか。県と事業者で協定を締結することとなると思われるが、中小の事業者であっても、協定の締結は可能か。

[伊藤 県産材流通課長]

国の法律に基づくものは建築物を対象とした協定となっているが、県は什器、備品も対象とすることを検討しており、中小の事業者とも協定を締結する方針である。

[平井 林政部次長]

今後、この制度がスタートするまでに、しっかりとした制度設計を行う。

[福永 委員]

第15条の「県の建築物等における県産材の利用等」の第1項で、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるものとあるが、だれがそれを認めるのか。

[伊藤 県産材流通課長]

細部については、「県産材利用推進計画」で定める予定である。

[山崎 委員]

先ほどの話のように、委員会を設置して判断するというやり方もあるのではないか。

[福永 委員]

条例に踏み込んで書き込むということも可能ではないか。

[古沢 県産材流通課木造建築推進室長]

「県産材利用推進計画」で定めた基準については、県庁関係課で情報共有を図っていく予定である。

また建築基準法など、法律改正により基準が変わる可能性があるため、条例ではなく計画の中で基準を設け、柔軟に対応できるようにしたいと考えている。

[山崎 委員]

第7条の第4項について、「木造建築技術の継承及び向上」を「木造建築技術の継承及び発展」とした方がよいのではないか。

[伊藤 県産材流通課長]

検討を行う。

4 閉会

[伊藤 県産材流通課長]

(あいさつ)